

女性への暴力根絶をめざす徳島ネットワーク 会則

(名 称)

第1条 本会は、女性への暴力根絶をめざす徳島ネットワークと称する。

(目 的)

第2条 本会は、女性に対するあらゆる暴力を根絶し、すべての人が安全に平等に人間らしく心豊かに生きることができる社会をめざして活動することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)暴力に脅かされている女性への支援
- (2)女性全般の地位向上への支援
- (3)そのために研鑽、学習、見学、交流など必要に応じて行う。

(組 織)

第4条 会員は次の2種とする。

(1) 正会員

この会の趣旨に賛同し、会の活動を推進する個人および団体

(2) 賛助会員

この会の事業を賛助するために入会した個人および団体

第5条 会員はメーリングリストへの参加資格を有する。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

代表	1名 (兼任可)
副代表	若干名 (兼任可)
事務局	2名以上 (兼任可)
会計	1名
会計監査	2名

第7条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会 議)

第8条 通常総会は、毎年1回役員会が召集する。

臨時総会は、役員会が必要と認めたとき招集することができる。

第9条 総会は、正会員をもって構成する。

第10条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

(1)活動報告及び収支決算についての事項

(2)役員を選任

(3)会則の改正

(4)その他役員会で必要と認めた事項

第11条 議会の議事は、出席した正会員の3分の2をもって決する。

(会計)

第12条 本会の経費は、基本的には会費その他の収入をもってあてる。

第13条 会費は、次のとおりとする。

正会員 個人年1千円(1口)以上、団体5千円(1口)以上

賛助会員 個人年3千円(1口1千円、3口)以上、団体5千円

(1口)以上

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第15条 この会則は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決をもって変更することができる。

(定めのない事項等の処理)

第16条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この会則は、2001年12月1日から施行する。

2 この会則は、2003年3月8日から施行する。

3 この会則は、2005年4月30日から施行する。

4 この会則は、2006年4月15日から施行する。